

# 東大和市立第五小学校いじめ防止等のための基本方針

令和6年2月1日改定

## I いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめはいつ・どこでも起きるという認識のもと、全ての児童を対象にしていじめをしない、いじめに合わないよう指導をする。いじめの未然防止・早期発見・対応に全職員で取り組んでいく。

## II 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 学校いじめ等対策委員会

管理職、教務主任、生活指導主任、学年主任、専科主任、養護教諭、スクールカウンセラー等により学校基本方針、年間計画等を決定し、月に一度、委員会を開催する。

### (2) 職員間での情報交換及び共通理解。

毎週木曜日に生活指導朝会を行い、各学年の様子を共通理解する。また、学期に1回生活指導全体会を行い、児童理解の共有をもとに、いじめ防止についての現状や課題を共通理解する。

## III いじめ未然防止の取組

### (1) 学級経営の充実

- ・いじめ防止のためのアンケートを生かし児童の実態を把握する。
- ・「心の教育」を充実させ、互いに認め合い尊重し合える指導を徹底する。
- ・児童が充実感や達成感をもつことができるように、分かりやすい授業の実践に努める。

### (2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を中心に、人を思いやる心や態度の育成を図り、あらゆる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

### (3) 相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーを中心に、誰でも気軽に相談する環境を設定する。
- ・いじめ防止のアンケートをもとに、担任が児童に聞き取りを行い児童の状況を受け止めるようにする。

### (4) 異学年交流の実施

- ・縦割り班の活動を設け、その中で協力し合う心を育て、人とのよりよい関わり方を身に付けさせる。

### (5) 学校相互での連携協力体制の整備

- ・中学校や保育施設、幼稚園との情報交換や交流学习を行う。

## IV いじめ早期発見に向けての取組

### (1) いじめ防止アンケートの実施

学期に1回のアンケートをとり、それをもとに児童の現状を把握し思いをくみ取りながら適切な対応を行っていく。

### (2) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図れるように努める。保護者からの相談には、面談や電話対応などの迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会や中学校などの関係諸機関と連携して課題解決を図る。

### (3) 外部の専門家を招いての講演会や外部講師を招いての授業を実施する。

## V いじめ早期対応の取組

- (1) 学校いじめ対策委員会において、いじめがあったことが確認された場合は、速やかに、いじめを受けた児童等又は、その保護者に対する支援を行う。併せていじめを行った児童等に対する指導・支援又は、その保護者に対する助言を継続的に行う。その結果を教育委員会に報告する。
- (2) 学校いじめ対策委員会は、いじめの対応を行い、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、東大和市教育委員会とも連絡を取り、東大和警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに東大和警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (3) いじめがあった事実を見聞きしていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- (4) ネット上のいじめへ対応が学校単独で対応することが困難と判断した場合には、東大和市教育委員会と相談し対応する。
- (5) 「いじめの重大事態対応ガイドライン」に沿って、いじめの解消について全教職員で共通理解を図り、対応していく。また、進級・進学での引継ぎが円滑にいくように、校内において電子データで取りまとめ、引き継いでいく。

## VI 重大事態への対

- (1) 重大事態の定義
  - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
  - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
  - ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。  
(「いじめ防止対策推進法」より)
- (2) 重大事態への対処
  - ・重大事態の、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
  - ・重大事態が発生した旨を、速やかに東大和市教育委員会へ報告する。
  - ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
  - ・上記組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・すみやかに関係諸機関と連携をとる。
  - ・「重大事態の発生報告書」を作成し、教育委員会に報告する。
  - ・上記調査結果について、いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## VII いじめ対策年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への啓発
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針についての検討【生活指導部】</li> <li>・いじめ対策に関わる共通理解</li> <li>・児童理解研修会の実施</li> <li>・児童に対する情報交換【生活指導夕会】</li> <li>・学校いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級開き【学級活動】</li> <li>・学級ルール作り【学級活動】</li> <li>・なかよしタイム【発足集会】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策についての説明・啓発</li> <li>・保護者との情報交換【保護者会全体会】</li> <li>・個人面談の実施</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に対する情報交換【生活指導全体会】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たてわり班遊び</li> <li>・都 SC・市 SC による</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童全員面接</li> <li>行事での交流による人間関係作り</li> <li>【運動会】</li> <li>友だちとの関わりアンケート実施</li> <li>いじめ防止のための学習</li> <li>『いじめをしないようにしよう』</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に対する情報交換</li> <li>【生活指導夕会】</li> <li>教員の自己評価実施</li> <li>東大和市・武蔵村山市合同学校警察連絡協議会</li> <li>ふれあい月間による友達とのかかわりアンケートの実施・集計・対応</li> <li>学校いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班遊び</li> <li>ふれあい月間による取組(いじめ防止に関する授業を通して学ぶ)</li> <li>友達とのかかわりアンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ未然防止の早期発見、早期対応のための保護者アンケートの実施</li> <li>保護者との情報交換</li> <li>【教育相談日】</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に対する情報交換</li> <li>【生活指導夕会】</li> <li>学校いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班遊び</li> <li>友達とのかかわりアンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者との情報交換</li> <li>【保護者会】</li> <li>個人面談の実施</li> </ul>
8月			<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者との情報交換</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に対する情報交換</li> <li>【生活指導夕会】</li> <li>学校いじめ対策委員会</li> <li>児童理解研修会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班遊び</li> <li>友達とのかかわりアンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表委員会のいじめ防止シンポジウムへの参加</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会</li> <li>児童理解に関する研修会</li> <li>【生活指導全体会】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班遊び</li> <li>全校遠足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者との情報交換</li> <li>【教育相談日】</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に対する情報交換</li> <li>【生活指導夕会】</li> <li>ふれあい月間による友達とのかかわりアンケートの実施・集計・対応</li> <li>学校いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班遊び</li> <li>ふれあい月間による取組(いじめに関する授業を通して学ぶ)</li> <li>友達とのかかわりアンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ未然防止の早期発見、早期対応のための保護者アンケートの実施</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に対する情報交換</li> <li>【生活指導夕会】</li> <li>学校いじめ対策委員会</li> <li>教員の自己評価実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人面談の実施</li> <li>保護者との情報交換</li> <li>【保護者会】</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価実施</li> <li>児童に対する情報交換</li> <li>【生活指導夕会】</li> <li>児童理解研修会の実施</li> <li>学校いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たてわり班遊び</li> </ul>	

2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に対する情報交換 【生活指導夕会】</li> <li>・ふれあい月間による友達 とのかかわりアンケート の実施・集計・対応</li> <li>・学校いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友だちとの関わりアンケート実施</li> <li>・いじめ防止のための学習 『いじめをなくすためには…』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ早期発見、早期対応アンケート実施</li> <li>・人間関係作りの啓発 【道徳授業地区公開講座】</li> <li>・保護者と情報交換 【教育相談日】</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に対する情報交換 【生活指導夕会】</li> <li>・学校いじめ対策委員会</li> <li>・教員の自己評価実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかよしタイム【解散集会】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との情報交換 【保護者会】</li> </ul>
定期的 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員夕会にて毎週木曜日、児童の情報交換を行う。(教職員の活動)</li> <li>・月に1回以上なかよしタイムを行い、異学年交流をする。(児童の活動)</li> <li>・保護者ボランティアとの懇談会を開催する。(保護者への活動)</li> </ul>		

## Ⅷ 関係法規

### (1) 教育基本法

(教育機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない(学校教育)

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### (2) 学校教育法

#### 第四章 小学校

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

### (3) いじめ防止対策推進法

#### 第一章 総則(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(重大事態への対応)

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。